

西宮市農業委員会会議規則

(昭和26年8月8日)

(農業委員会議決)

沿革

昭和29年8月5日 農委議決 [1]

昭和32年7月30日 農委議決 [2]

平成12年3月21日 農委議決 [3]

平成30年1月22日 農委議決 [4]

令和3年3月22日 農委議決 [5]

(議事規則)

第1条 西宮市農業委員会の会議は、法令に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、会長が必要と認めるときに招集する。

3 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、会議を招集しなければならない。

(1) 在任委員の3分の1以上の者が、書面で会議に付議すべき事項を示して会議を招集すべき旨の請求をしたとき。

(2) 市長が諮問したとき。

[3]

(会議の通知及び公示)

第3条 会長は、会議の日時、場所、議案その他必要な事項を定め、これを総ての委員に通知するとともに、委員会の事務所その他適当なる場所に公示しなければならない。

2 前項の通知及び公示は、緊急やむを得ない場合を除き、会議の日前3日までにこれをしなければならない。

(議長)

第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(審議事項の制限)

第5条 委員会は、第3条第1項の規定により通知及び公示した議案についてのみ審議することができる。但し、第9条の場合は、この限りでない。

(会議の成立)

第6条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。ただし、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、総会を開くことができなくなるときは、この限りでない。[1][2][3][4]

(議席の決定)

第7条 議席は、あらかじめ抽せんによって定める。[5]

(発言)

第8条 委員は、議案について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

2 委員は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。委員会の同意又は要求により、会議に出席した公務員その他の者が発言しようとするときも、また同様とする。[3]

(動議の制限)

第9条 動議は、2名以上の賛成者がなければ成立しない。

(議事参与の制限)

第10条 委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。[2][3]

(議決の方法)

第11条 委員会の議事は、出席委員過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 採決にあたり可否を表明しない者は、棄権したものとみなす。

(採決の方法)

第12条 採決は、起立又は挙手による。但し、重要な事項については、投票による。

(議事録)

第13条 会長は、議事録を作製しなければならない。

2 議事録には、議長及び委員会において定めた2人以上の出席委員が署名しなければならない。[5]

3 議事録は、委員会の事務所に備え付け、一般の縦覧に供しなければならない。

(会議の公開)

第14条 委員会の会議は、公開する。

(傍聴人)

第15条 傍聴人は、定められた場所以外の場所に入ってはならない。〔5〕

- 2 銃器その他危険なものを持っている者、酒気を帯びている者その他議長において議場の秩序を保持するために支障があると認めた者は、入場することができない。〔5〕
- 3 傍聴人は、議場において発言し、その他喧騒にわたる行為をしてはならない。〔5〕
- 4 傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。
- 5 議長は、その指示に従わない傍聴人の退場を求めることができる。

(会長の代理)

第16条 会長が欠けたとき、又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。〔1〕

- 2 前項の代理者は、あらかじめ互選しておくことができる。〔1〕

附 則

この規則は、議決の翌日より施行する。

附 則 (昭和29年8月5日農業委員会議決〔1〕)

この規則は、議決の翌日より施行する。

附 則 (昭和32年7月30日農業委員会議決〔2〕)

この規則は、議決の翌日より施行する。

付 則 (平成12年3月21日農業委員会議決〔3〕)

この規則は、平成12年4月1日より施行する。

付 則 (平成30年1月22日農業委員会議決〔4〕)

この規則は、議決の翌日より施行する。

付 則 (令和3年3月22日農業委員会議決〔5〕)

この規則は、議決の日より施行する。